

介護職員処遇改善加算等に関するお知らせ

○介護職員処遇改善支援補助金について

- ・ 介護職員処遇改善支援補助金の窓口は愛知県です。詳細については愛知県のホームページをご確認ください。

○介護職員処遇改善加算等について

- ・ 令和6年4月及び5月分を算定する場合は、令和6年4月15日(月)(必着)までに計画書の提出をお願いいたします。なお、提出に使用する様式は変更される予定ですので、新しい様式をNAGOYA かいごネットよりダウンロードしてご使用ください。
- ・ 6月以降は処遇改善加算等を新加算に一本化する予定となっておりますが、それに関する届出等の情報はNAGOYA かいごネットにて随時お知らせいたします。

※資料掲載時の情報です。最新情報はNAGOYA かいごネット等の該当ページでご確認ください。

その他、介護保険課からのお知らせ

○様式変更について

- ・各種サービスの「事業所の指定に係る記載事項」や「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」等、令和5年4月1日より各種様式を変更しております。（改めてのご案内です。）
- ・また、「指定申請書」や「指定更新申請書」、「変更届出書」や「廃止・休止届出書」等につきましても、令和6年4月1日より変更いたしますのでご承知おきください。なお、現行様式にて準備されている書類がありましたら、令和6年4月1日以降もしばらくの間は現行様式にて受付いたします。（新様式にて作成し直す必要はございません。）

○運営規程について

- ・運営規程の虐待防止に関する事項については、令和6年3月31日で経過措置が切れます。運営規程に当該内容を追加いただいていない事業所様におかれましては、令和6年3月31日までに追加いただくようお願いします。なお、この内容での運営規程の変更届についてはご提出の必要はありません。